

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月3日

【会社名】 株式会社ミスミグループ本社

【英訳名】 MISUMI Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高家正行

【本店の所在の場所】 東京都文京区後楽二丁目5番1号

【電話番号】 03 - 5805 - 7050 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営総務室 広報・IR担当
ジェネラルマネジャー 佐藤裕史

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽二丁目5番1号

【電話番号】 03 - 5805 - 7037

【事務連絡者氏名】 経営総務室 広報・IR担当
ジェネラルマネジャー 佐藤裕史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年10月3日付取締役会において、欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）において募集する株式会社ミスミグループ本社2018年満期ユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

イ 本新株予約権付社債の銘柄

株式会社ミスミグループ本社2018年満期ユーロ米ドル建転換社債型新株予約権付社債

ロ 本新株予約権付社債券に関する事項

() 発行価額（払込金額）

本社債の額面金額の100.0%（各本社債の額面金額 100,000米ドル）

() 発行価格（募集価格）

本社債の額面金額の102.5%

() 発行価額の総額

1億米ドル及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額の合計額

() 券面額の総額

1億米ドル及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額

() 利率

本社債に利息は付さない。

() 償還期限

2018年10月22日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

() 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 種類及び内容

当社普通株式（単元株式数 100株）

(2) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（ ）記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

() 本新株予約権の総数

1,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100,000米ドルで除した個数の合計数

() 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

(2) 転換価額は米国ドル建とし、当初、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株

予約権付社債に関して当社と下記八記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日（以下「条件決定日」という。）における当社普通株式の終値（以下に定義する。）を条件決定日午後3時（日本時間）時点のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」に表示された米ドル円直物外国為替レートの仲値により米ドルに換算した額に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & & & \\ \text{転換価額} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・} \\ & & \text{転換価額} & & \text{処分株式数} \times \text{1株当たりの} \\ & & & & \text{払込金額}}{\text{時 価}} \\ & & & & \text{既発行株式 + 新発行・処分株式数} \end{array}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

() 本新株予約権の行使期間

2013年11月4日から2018年10月8日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。

但し、本新株予約権付社債の要項に定めるクリーンアップ条項、税制変更等、組織再編等、上場廃止等及びスクイズアウトによる繰上償還の場合には、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更等による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、本新株予約権付社債権の所持人の選択による本社債の繰上償還がなされる場合には、償還通知書が財務・支払・譲渡・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、本新株予約権付社債の買入消却がなされる場合には、当該新株予約権付社債に係る本社債の消却が行われるまで、また 債務不履行等による強制償還の場合には、期限の利益喪失時までとする。

但し、上記いずれの場合も、2018年10月8日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。また、当社が本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下「株式取得日」という。）（又は株式取得日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、基準日（以下に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に従い株主を確定するために定めたその他の日（以下、基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における翌営業日）（同日を含

む。)までの期間に当たする場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使できる期間を、当該変更を反映するために修正することができる。

「基準日」とは、当社の定款又は当社が指定するその他の方法で株式の所持人に対する配当若しくはその他の分配又は権利を付与する目的で決められた日をいう。但し、当社が当該基準日を設けておらずかつその設定が要求される場合、基準日は、当該事由が効力を生じる日を指すものとする。

(xi)本新株予約権の行使の条件

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 2018年7月23日(但し、当日を除く。)までは、本新株予約権付社債権の所持人は、ある四半期(1暦年を3ヶ月に区切った期間をいう。以下本(2)において同じ。)の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値をそれぞれの取引日における為替レート(以下に定義する。)により米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%(1セント未満を四捨五入)を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日(但し、2018年7月1日に開始する四半期に関しては、2018年7月23日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下及びの期間は適用されない。

当社が、本新株予約権付社債権の所持人に対して、本新株予約権付社債の要項に定めるクリーンアップ条項、税制変更等、組織再編等、上場廃止等及びスクイズアウトによる本社債の繰上償還の通知を行った後の期間(但し、税制変更等による繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)

当社が組織再編等を行うに当たり、上記(x)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権の所持人に対し当該組織再編等に関する通知を行った日(同日を含む。)から当該組織再編等の効力発生日(同日を含む。)までの期間

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

一定の日における「為替レート」とは、当該日の午後3時(日本時間)時点のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」(又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ)に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値をいう。ロイター・スクリーン・ページに当該レートが表示されない場合には、本新株予約権付社債の要項に定める財務・支払・譲渡・新株予約権行使請求受付代理人が誠実かつ商業的に合理的に決定したレートをいう。

(xii)本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(xiii)本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとする旨

該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(xiv)本新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。

八 発行方法

UBS Limited (以下「幹事引受会社」という。)の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。

二 引受人の名称

UBS Limited

ホ 募集を行う地域

欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)

ヘ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

()本新株予約権付社債の新規発行による手取金の総額

(1)払込総額 10,000万米ドル(邦貨換算額9,768百万円)

(2)発行諸費用の概算額 13万米ドル(邦貨換算額13百万円)

(3)差引手取概算額 9,986万米ドル(邦貨換算額9,754百万円)

()本新株予約権付社債の新規発行による手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権付社債発行による差引手取金概算額については、2012年11月にDayton Progress Corporation等の買収を実施した当社子会社MISUMI Investment USA Corporationへの貸付け(実施時期:2013年10月)に充当する予定である。当該買収時には手元資金による貸付けを実施したが、今回調達した資金を当該貸付けの一部ロールオーバーに充当するものである。

ト 新規発行年月日

2013年10月21日

チ 上場金融商品取引所の名称

該当事項なし。

リ 平成25年9月30日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数 90,925,984株

資本金の額 6,315百万円

安定操作に関する事項

該当事項なし。

以上